

## 第2回鎌倉市腰越漁港指定管理者選定委員会 議事概要

### 1 日時

令和2年10月15日（月） 午後2時～4時

### 2 場所

鎌倉商工会議所会館 102 会議室

### 3 審議等内容

#### (1) 書類審査結果の報告

応募者から提出された書類に基づき、応募資格を満たしているか事務局で審査を行った結果、応募者である腰越漁業協同組合は応募資格を満たしていることを報告した。

#### (2) 応募者(腰越漁業協同組合)によるプレゼンテーション

腰越漁業協同組合は平成18年度から施設の維持管理を行っている。近年漁獲が下がり、漁業を営む者として、以前より厳しい状況にある。漁業者の高齢化により、後継者も少なくなっている状況である。

その中で、地域に開かれた漁港施設を目的として、魚の直売、魚のフライ加工販売、またイベントとして1月に船祝い、9月に腰越漁協みなどまつりの開催、地域小学校を対象としたワカメの養殖体験や稚魚・稚貝の放流等、漁業を身近に体験していただくことで、漁業への関心をもってもらい、漁業後継者へとつなげていきたいとも思っている。

また、魚の直売や魚の加工販売を通じて魚食の普及啓発もしている。

事業計画については既に提出している資料の通りである。

引き続き適正な管理、運営をさせて頂きたいと考えている。以上。

#### (3) 応募者に対する質疑等

委員：駐車場は何台収容できるのか。

応募者：正確な台数は把握できていない。1日の延べ収容台数は、多い日で300台ほど入る。

委員：年間の実績報告を市に提出しているか。

応募者：毎月1回月次報告を提出し、1年間終了したら事業報告書と一緒に年次報告書を提出している。

委員：この5年間の計画書の中でいろいろな数字が出てくるが、過去の実績に基づいて算出しているということか。

応募者：そのとおりだ。なお、この計画書は5年間分の合計になるので、情勢によって変わる場合もある。これまでも、実績に基づいて毎年予算を出し、事業年度が終了したときには、市に結果を報告している。

委員：1日300台はマックスで収容できるということだが、現地で漁業をされてい

る漁業者の方と、来られる市民の方とのトラブルは起こったりしているのか。  
応募者：漁業者が作業する所と、一般の人たちが車を停める所は別れているので、トラブルというのは今まではない。

委員：日曜日の朝等、国道 134 号線に車がいっぱい連なることがある。パトカーが出て、注意されたりしたことがあったと思う。中に入り切れない時、整理しきれない時を、何回か見ている。朝の 1 時間くらいは、そういう時間帯に整理員がもう 1 人いるとスムーズに車の対応ができるかなと思うが、そのような対応はできるか。

応募者：朝は整理員 1 人が車を整理しているが、対応しきれないのは事実なので、1 人増やすことも検討する。

委員：いずれにしても、交通渋滞が消えるよう、中に極力いっぺんに入れるように整理できるよう、特に心がけて頂きたい。

委員：支出項目で、内訳のところに「魚直販事業」とあるが、これは「木曜日の定期的直売実施」ということで、年間で 20 万円計上している。直販事業による売り上げというのはどういった形で記録するのか。つまり指定管理者として支出をして、その経費に係る売り上げが指定管理者に帰属すべきものなのかどうかを確認したい。

応募者：共通の経費として支出している。

委員：共通の経費というのはどのようなものが入るのか。

応募者：テントなどがある。

委員：木曜日に定期的に直売実施しているということで月に何回か催していると思うが、そのたびごとにテントを借りているのか。

応募者：資材とか共通資材の買い付けの車の燃料費等に係る経費を共通の経費として計上している。

委員：支出項目に施設管理事務費とあって、内容の内訳に届出書受付等の管理経費と書いてあるが、年間 340 万円、月あたり 30 万円くらいになる。届出書受付等管理経費に月に 30 万円というのはちょっとイメージがわからないが、どのようなものか。

応募者：これは施設を管理する事務処理費である。日々の利用者数の計算とか、入金とか漁港整理者の賃金の計算、清掃管理等を組合の事務職員 1 人で行っており、その人件費などもこちらに計上している。

委員：そうすると、人件費（駐車場管理）と記載されている駐車施設の管理経費とはまた別途人件費がかかっているという意味か。

応募者：そのとおりだ。人件費（駐車場管理）は駐車場の受付をしている者の人件費として計上している。漁港利用者の方が車で来たときに、料金を手渡しで受領している。

委員：この内容だと月々 40 万程度の人件費だと思うが、常時 1 名プラス 2 名という感じか。

応募者：常時1名。時間で交代したりとかもあるが、常駐しているのは1名となる。

委員：基本的にその方々は固定で回しているのか。

応募者：固定で委託している。

委員：給与の待遇について、源泉徴収や社会保障等はまかなっているのか。

応募者：個人事業主との委託契約という形にしており、雇用契約を締結しているわけではないため、社会保障については関与していない。源泉徴収はしている。

委員：業務報告書第70年度という書類に損益計算書が添付されているが、これと指定管理の収支というのは別なのか。指定管理の収入が損益計算書のどこかに計上されているのか、あるいは別の特別会計みたいなものがあるのか。

応募者：こちらは独立して計算しており、70年度の業務報告書の損益計算書の中の漁港施設利用料に関しては(5)「漁場利用事業収益」で、70年度は1,462万円の収益であった。これに基づいて、今回5年間分の計画書を出した。

委員：では、この(5)「漁場利用事業収益」が指定管理に係る収入ということか。

応募者：そのとおりだ。

委員：事業計画書「施設の運営」の「事故等の対応」について、何かあった場合には市の方に連絡をすると書いてあるが、今まで大きなそういった事故があったか。あった場合は、責任の所在は最終的に当事者同士の問題として解決したのか等教えて欲しい。

応募者：人身事故はないが、漁業者が一般の車にあてられたといった物損事故はあった。それはその当事者同士で解決した。

委員：腰越漁港は津波の浸水想定区域である。緊急連絡先の一覧表を掲示し、浸水があった時や、事故があった時など、事務の人がいなくても、誰でも連絡ができる、そういう体制をとっておくと安心・安全であると考えます。

委員：腰越の組合で新規加入した者はこの5年間で何人いたか。また、組合員になりたいと手を挙げた方がこの5年間何人いるか。

応募者：若い人で漁師になりたいということ saying くる人は何人かいた。

委員：そういう場合は、組合員になりたいと言って組合員になれるのか。

応募者：最初は突然組合員になれるわけではなく、就業し、皆に認められてから組合員となる。

委員：この5年間で、エントリーをしてそのあとに就業する形でやろうとした人はいるか。

応募者：いる。

委員：その結果組合員になったのか。

応募者：なった人もいるし、やっぱり無理という人もいる。

委員：なった方は5年間で何人くらいいるか。

応募者：3人から4人程度。

委員：私のほうから補足させて頂きたい。神奈川県は今、漁業者の方が約2,000人弱くらいである。県全体で、毎年20人から30人くらいの、新規就業者がい

る。しかしなかなか定着率が低くて、悪い時には5割を切ってしまう。そういうことで、神奈川県の方で、定着を図るための研修なんかを始めた。なので、やりたいけども、なかなかうまくなじめない、技術がなかなかつかない、あるいはそれぞれの浜によって1年で準組合員になれる地区もあれば3年から5年程度やらないと組合の仲間に入れてもらえない地区もある。それぞれ地域性はあるので、一概には言えないが、やはり、1年以上はどこかの船に乗らせてもらって、そして入るとというのが一番多い。なかなかやりがいのある仕事で、若い人も意外と目を向けてくれるが、なかなか定着しない。それを伸ばすのがわれわれの仕事でもある。

委員：漁獲された魚は漁業者さん個人で販売されており、その一部を組合で加工だとか、サバの加工をされているとのことだが、そういったもので付加価値を付け、地域還元的な収入として指定管理等を活用しながら組合としてそういった地域貢献をしているか。

応募者：実施している。

委員：漁港を改修した時の構想として、漁港の先の方、市民が座れるベンチか何か作ってもらうという話があったような気がするが、どのような状況か。

事務局：防砂堤として整備しているところが、遊歩道というかたちで人が歩けるところになっており、その先、突端のところに1箇所ベンチを設置している状況である。

委員：市民の利用者はいるか。

事務局：今お話しした防砂堤部分だが、遊歩道としての利用以外に、そこで絵を描いている方や、釣りをされる方などがいる。

#### (4) 採点及び指定管理候補者の選定

プレゼンテーション及び質疑を踏まえ、応募者の退室後に採点を行った結果、腰越漁業協同組合が指定管理者候補者として選定された。